

国立大学法人電気通信大学永年勤続者表彰規程

昭和37年11月 1日

改正

平成10年11月26日

平成16年 4月 1日

平成23年 2月15日

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則第36条第2項に基づき、職員の永年勤続表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰を受ける者)

第2条 永年勤続の表彰(以下「表彰」という。)は、電気通信大学(以下「本学」という。)の職員(教育研究職員である者を除く。以下同じ。)であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好である者について行う。

- 一 勤労感謝の日において、本学職員及び他の国立大学法人、国又は地方公共団体、独立行政法人(以下「国立大学法人等」という。)の職員としての在職期間(以下「勤続期間」という。)が20年以上である者
- 二 退職(死亡による退職を含む。以下同じ。)の日において、勤続期間が30年以上であって、当該勤続期間のうち本学の職員としての在職期間が15年以上である者
- 三 退職の日において、前号に掲げる者と同等程度の勤続期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者

(表彰の制限)

第3条 表彰は、1人の職員について1回とする。ただし、前条第1号に該当して表彰された者が、同条第2号又は第3号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

- 2 本学以外の国立大学法人等において、既に前条第1号又は第2号に準ずる表彰を受けている場合は、当該各号に掲げる本学における表彰を受けた者とみなす。

(表彰状の授与)

第4条 表彰は、学長が表彰状(別紙様式)を授与することによって行う。

- 2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第5条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- 一 第2条第1号に該当する者 勤労感謝の日
- 二 第2条第2号又は第3号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数による。

(勤続期間の除算)

第7条 次の各号に掲げる期間は、勤続期間から除算する。

一 休職の期間(業務上の負傷又は疾病による休職の期間、国立大学法人電気通信大学職員の休職及び復職に関する規程第2条第1項第3号及び第4号に掲げる事由による休職の期間を除く。)

二 懲戒処分により減給、出勤停止又は停職された期間

(教育研究職員の特例)

第8条 教育研究職員で、退職の日において、本学に引き続き在職した期間が20年以上である者については、退職の日に記念品を贈呈することができる。

2 第6条及び第7条の規定は、教育研究職員について準用する。

(リフレッシュ休暇)

第9条 第2条第1号に規定する表彰を受けた者は、心身のリフレッシュを図るため、年次休暇の活用により、1週間連続で休暇を取得することができる。

2 前項の表彰を受けた者の所属する部局等の長は、リフレッシュ休暇を取得できるよう配慮しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和37年11月1日から施行する。

2 昭和17年4月1日から昭和23年8月1日までの期間に本学前身学校の職員となつた者については、第7条第1号の「文部科学省又は国公立学校の職員」を「逓信省、運輸通信省、通信院、内閣逓信院、電波監理委員会又は国公立学校の職員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成10年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

表彰状	あなたは永年本学に勤務し 職務に精励しました よってここに表彰します	年月日	国立大学法人 電気通信大学長
殿			印

< 人事交流者用 > 20年用

表彰状	あなたは永年国立大学法人等 関係機関に勤務し 職務に精励しました よってここに表彰します	年月日	国立大学法人 電気通信大学長
殿			印

退職時用

表彰状	あなたは永年本学に勤務し 職務に精励しました このたび退職するにあたり その功労を表彰します	年月日	国立大学法人 電気通信大学長
殿			印